工学倫理レポート 情報社会におけるジレンマ

学生番号 09428526 氏名 島谷 隼生

2080年,技術は発達し、ヒトの脳の仕組みが詳細に解明され、より人間的なロボットが開発されるようになった時代に最先端のロボット開発技術をもつ企業である G 社が人間の身の回りを世話する家庭用ヒト型ロボットを開発し、一般家庭向けに販売を開始した。そのロボットは高性能な人工知能を搭載し、ヒトの表情や音声の強弱などから感情を推定し、人間味のある会話を可能とした上、機械学習の技術を用いて、お世話をしたヒトと共通の性格やクセを持つヒトに対してよりよい行動を行える機能を持った画期的なモノだった。人々の関心は瞬く間に高まり、多くの人がこれまでフィクションの中でしか存在しなかったモノを求めた。結果、このロボットは大ヒットし、多くの家庭に新たな存在が見られるようになった。それから1年後、発売当初にあった忌避の声も徐々に薄れていき、ヒト型ロボットは人々の生活に溶け込んでいって。そんな日々の中でひとつの事件が発生した。

G 社のロボットを含め、世界中のロボット製品の基幹部品を製造する工場で製品の盗難事件が生じたのだ。目撃者もいない上、指紋や DNA 鑑定に使用できる毛髪といった証拠もなく、監視カメラにも犯人の影すら映っていなかったため、捜査は難航した。その事件から半年後、同じ工場で再び盗難事件が発生した。幸いにも工場の所有企業が警備を固くしていたため、窃盗犯を捕まえることができた。しかし、その後にある問題が生じた。その窃盗犯がヒトではなかったのである。

家庭用ロボットがなぜ盗みを行ったのか.この事件に、世間の注目が集まった.そんな中で、事件の被害者である工場を運営する企業は誰に対して損害賠償請求を行えばいいかが決定できず困っていた.

通常、製品の不具合等により誰かが何らかの損害を被った場合、製造物責任法により製品の製造者に賠償責任が生じる。しかしこの事件で捕まったロボットには特殊な事情が存在した。ロボットのログを解析すると、所有者である男性から日常的に暴力を振るわれていたのである。その結果、ロボットの学習行動の中に"ヒトからできるだけ距離をおく"という行動が記録されてしまっていた。その学習行動により、ヒト型ロボットは所有者のもとを離れ、人気のない場所を転々としていた。その際、バッテリーが切れかかり、活動停止の危機に陥ったのである。最先端技術を搭載したこのロボットには、当然自己充電機能も備わっていたが、度重なる外的衝撃により機能が失われてしまったと考えられる。

"ヒトから離れる"という行動が行えない危機に陥ったロボットは自らの行動の再学習を行い、今度は"自らの活動継続の手段を行使する"という行動を記録した。その結果が製品工場からの部品盗難だったのである。

警察が、ロボットの所有者の男性を聴取すると、半年前からそのロボットが行方不明だったという。男性は重度のアルコール依存症で、酒に酔うと周囲に酒ビンや灰皿に当たり散らしていたという。

このことから、G 社は男性が過度な物理的衝撃を加えたことにより製造責任を認めるとは考えにくく、追求が難しかったのである、かといって男性に責任を追及するにも、ロボットに対する暴行がロボットの窃盗を招いたとは立証しきれない。あくまで暴行の事実が存在するだけであり、盗む行為を学習できるような設計を行っている G 社側に過失があると訴え返されることが予想されたのである。

結局,被害を受けた企業は G 社と所有者の男性双方に対して損害賠償請求を行ったが,両者とも認めず,泥沼の裁判へともつれ込んだのである.現在もこの裁判は続いており,決着はついていない.

この問題に関するジレンマとは、より高度な知能を獲得した非生命体による犯罪責任の所在である。上記の事例で考えた時、ロボットに責任を追及できるならば、それが簡単な結論であるが、社会的義務・権利を持っていないロボットに責任を追及することはできない。また、明確な法律が整備されていないため、外的要因が加わった製品の責任を企業は決して認めないし、所有者もモノであるロボットに対する取扱いが法的に罰せられる要素がないため、企業に責任を押し付けるため、違法性が認められないのである。つまり窃盗という悪しき行為に対して合法であるというジレンマを抱えているのである。また、犬や猫といった"愛護動物"とはことなり、高度な知能を持っていてもロボットは法律上モノであるため、みだりな行為をしても法で裁けないため、ここにもジレンマが存在するといえる。

これらのことから、私たちは近未来に高度な知能を有するロボットが登場した際、安易 に普及させるのではなく、法律上での位置づけや責任の所在を明確にする法整備を行う必 要性が考えられる.